

議事日程(第4号)

平成30年12月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第83号 平成30年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第96号 るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第90号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第91号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第5 議案第93号 うきは市立公園ホタルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第97号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第104号 うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第92号 市有財産の譲渡について
- 日程第9 議案第94号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第95号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第103号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 諸報告
- 日程第13 閉会中の審査・調査の申出について
- (議会運営委員会)
- ・陳情第10号 地元高校生との意見交換会(対話)の企画・開催について
- (総務産業常任委員会)
- ・請願第6号 パークゴルフ場建設に関する請願
 - ・人口増加への取り組みに関する調査
 - ・所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- ・子育て支援に関する調査
 - ・所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第96号 るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第90号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第91号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第5 議案第93号 うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第97号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第104号 うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第92号 市有財産の譲渡について
- 日程第9 議案第94号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第95号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第103号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 諸報告
- 日程第13 閉会中の審査・調査の申出について
- （議会運営委員会）
- ・陳情第10号 地元高校生との意見交換会（対話）の企画・開催について
- （総務産業常任委員会）
- ・請願第6号 パークゴルフ場建設に関する請願
 - ・人口増加への取り組みに関する調査
 - ・所管事務調査
- （厚生文教常任委員会）
- ・子育て支援に関する調査
 - ・所管事務調査

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 茂和君 | 2番 組坂 公明君 |
| 3番 佐藤 裕宣君 | 4番 野鶴 修君 |
| 5番 竹永 茂美君 | 6番 岩淵 和明君 |
| 7番 鍮水 英一君 | 8番 熊懷 和明君 |

9番 中野 義信君
11番 上野 恭子君
13番 江藤 芳光君
10番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君
14番 櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君
記録係 伊藤 諒平君
記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第83号

○議長（**楠川 正男君**） 日程第1、議案第83号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長に報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） おはようございます。それでは、お手元に資料を配付しておりますので、そちらのほうをお目通しお願いしたいと思います。

総務産業委員会の審査関係の報告書ですけども、今出ておりますように、平成30年度の一般会計補正予算のことでございますけれども、議案第83号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）ということで、議案第83号につきましては、当委員会で、市長公室長、所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨・内容及び計数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。一応、総務費、それから農林水産業費、土木費、消防防災費ということで挙げておりますので、それに基づきまして説明をいたします。

総務費（2款）、8目企画費では、ふるさと納税が当初予定より伸びているということで、返礼品とインターネット取扱手数料の増額ということでありまして。これについては、最近、他市町村で偽サイトの被害が出ているようだが、うきは市はないのかという質疑があり、調査を行ったところ、うきは市分はないという回答でありました。

次に、農林水産業費——6款ですが、農業費では入札等に係る減額が主なものでありまして。本会議での説明でも、県への市町村の要望が多く取り下げたものがあるということでしたが、これについて災害の関係で要望が多かったのか確認すると、活用しやすい補助事業なので申し込みが多いこと、それから、うきは市分では9件申請したうち6件が確定、2件は内示待ちであり、1件を取り下げ来年度は申請を行いたいということでありました。審査の中では、テロワールでうきはブランド推進課が動いているが、農林振興課と連携が見えないという意見がありました。

次に、土木費——8款ですが、1項土木管理費では、がけ地近接等危険住宅移転事業補助について、今年度は対象物件がなかったための減額とのことでした。がけ地近接の指定を受けているのは、206件あるものの、自己資金の調達などの課題があり移転の申し出が少ないと見られております。ブロック塀等撤去費補助金については、近所で危険なブロック塀があるという件には、議決後は広報で周知すること、4月の区長会において説明し市民への周知を依頼する計画であるということがございます。なかなか周知関係が難しいということでもございましたので、そう

いうことでさせていただきます。

それから、消防防災費——9款ですが、4目災害対策費では、備品購入において山間部に防災無線と充電用発電機を購入するというものであります。これは、昨年の九州北部豪雨の際、東峰村において固定電話や携帯電話等の情報網が途絶え、連絡がとれなかったことから防災無線を設置することで情報網を確保するというものです。質疑では、無線については免許が必要ではないかという指摘があり、執行部としては確認するというものであります。

以上、審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） 資料につきましては、お手元に配付していると思います。それでは、報告いたします。

ただいま議題となりました議案83号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の厚生文教常任委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、それぞれの担当課長・係長に出席いただき、詳しく説明を受け行いました。

補正予算書、第2表の繰越明許費補正及び第3表の債務負担行為補正に関する事、また所管の款・項・目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

まず、繰越明許費補正については、保育所等整備事業費補助金（保育所分）1億8,937万8,000円と小学校空調設備設置工事等2億6,997万2,000円の2つについて提案されています。これらの予算については、工期などにより事業が年度内に完了する見通しが立てられないため計上するものです。

次に、債務負担行為補正については、保育所等整備事業費補助金（幼稚園分）5,912万5,000円が提案されています。これは整備を予定している大石地区の遊林愛児園が認定こども園であることから、補助金について、幼稚園部分は国の予算、保育所部分は県の予算と、出ど

ころが異なっています。また、幼稚園部分については単年度精算ということで、事業者を確認し今年度完了できる工事を全体の30%見込んでおり、来年度の残り70%については、契約等の関係で債務負担行為として計上していると説明を受けました。

次に、補正予算についてです。

3款1項2目国民年金事務費の国民年金システム改修委託料91万8,000円の増額については、来年4月から国民年金の第1号被保険者が出産を行った際に、出産予定月の前月から4カ月間、国民年金保険料が免除される制度が始まることに伴って、システムを改修するための予算になります。

質疑では、財源措置については全額一般財源だが、国からの補助はないのかと確認がありました。今後、国からの補助が出る予定であるが、現時点では額が確定していないので、確定し次第、歳入のほうに計上を考えているとの説明がありました。

次に、3款1項7目障害者対策費のうち、20節扶助費1,615万3,000円の増額補正については、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用増に伴うものであります。市内には、2カ所の放課後等デイサービス事業所が開設しており、直近では37名が利用しているとの説明を受けました。

全国的にも放課後等デイサービスの利用者は増加しており、多くの人が待ち望んでいた福祉サービスでありますので、療育内容やプログラムの質についても、しっかり行政がかかわっていくことが求められています。

次に、3款1項9目地域支援事業費のうち、配食サービス事業委託料325万6,000円の増額補正については、当初3万7,000食で想定していたが、利用者の増により、今回新たに4,400食分の予算を計上していると説明を受けました。

質疑では、今後の高齢化に伴ってますます利用者がふえていくことが予測され、以前から議会でも1食当たりの単価が問題視されてきた経過もあり、これに対応する課題をどう捉えているのか確認がありました。執行部としては、いま一度、対象要件を整理して、本当に必要な方に提供できるような仕組みにしていきたいと説明がありました。他方、このうきは市の取り組みが他市町村から非常に注目を浴びていることも事実です。山間部にかかわらず、市内全域で配食が行き届き、加えて見守りにもつながっているこの事業は今後も継続していくことが望めます。

同じく、地域支援事業費の高齢者生きがい活動促進事業委託料については、本会議初日の委員会報告で申し上げたように、江南地区の協議の場での話し合いの中から、ニーズとして挙がっていた交通手段の確保対策として、この補助金を活用して軽自動車の購入費用に充てられるものです。

質疑では、軽自動車の保険料等の経費はどこが負担するか確認がありました。今年度の税等の

間接経費については、モデル事業なので介護予防生活支援体制業務委託料の経費の中から支払うことになると説明がありました。次年度以降については、運営費として市民協働推進課の予算で措置するように考えているようであります。

次に、3款2項5目民間保育所費の保育所等整備事業補助金2億1,471万6,000円の増額補正は、さきに述べた繰越明許費及び債務負担行為の補正に関連することになりますが、遊林愛児園の園舎建てかえに伴う予算になります。これについては、昨年度予算に計上しておりましたが、入札不調により今年3月に全額減額しています。再度、事業者と設計業者との話し合いで見直しが図られたと説明がありました。前回よりも補助額が上がっている理由については、消費税や原材料の価格上昇等もあって基準額自体が見直されており、全体では2,791万円ほどの増額になっています。

園舎については、今月に入札を行い、来年1月に着工し、8月に完成予定としています。

最後に、10款2項1目学校管理費の小学校空調設備設置工事監理業務委託料と同工事費2億6,997万2,000円の増額補正は、さきに述べた繰越明許費になりますが、今月4日に国より臨時特例交付金の内定を受け、市内の各小学校普通教室及び特別教室に計130台のエアコンを設置するための予算になります。

質疑では、9月議会で小・中学校のエアコン設置について全会一致により可決した経過もあり、中学校の特別教室への設置の必要性について確認しました。執行部からは、確かに吉井中学校に比べ、歴史のある浮羽中学校の建物のほうが教室数も多く設置率も低くなっている。その一方、児童数は少子化で減少しており、同種の特別教室——美術室・理科室・技術室が複数ある中で、昨年各特別教室に最低限1教室ずつ設置しており支障はないと考えているとの説明を受けました。

また、今回のエアコン設置による電気代はどのくらいふえると見込んでいるのか、それから国会においては「冷暖房にかかる電気代を普通交付税で措置する」との答弁があっていたが、執行部として把握しているのか確認がありました。電気代の試算については、予定どおり8校全て設置した場合、年間350万円の増額が見込まれるということです。交付税措置については、正式に企画財政課に通知が来ていないが、報道では石田総務大臣が発言されているようですとの説明がありました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長の報告に対する質疑を

終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**檜川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**檜川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第96号

○議長（**檜川 正男君**） 日程第2、議案第96号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、議案第96号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定については、厚生文教常任委員会に審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については、担当課長・係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

本条例は、現在建設中のるり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例であります。

質疑では、7条と11条の関係で、利用の制限と入館の制限が条文でうたわれているが、本会議での答弁において、入館の制限の管理運営上支障がある要件については、7条の各号と同じという意味合いで発言されていたが、それなら7条と11条をまとめて、利用及び入館の制限としてはどうかとの意見がありました。

執行部からは、本会議での答弁の仕方に問題があったとし、利用される方のための7条と不特定多数の入館される方に対する11条で区別しており、管理運営上支障がある条件については対象者が異なっているので規則で定めたいと説明がありました。

また、本会議において、飲酒や交流室CとDの取り扱いについて質問があったが、自治協議会が同施設に入ることを含めてどう整理していくのか、改めて確認しました。

飲酒については、解体したムラおこしセンターでは施設全体で可能となっていましたが、これは吉井校区には公民館が少なく、地域の人が集まる機会を確保するとして利用されてきた経過が

ありました。ほかの地区でもコミュニティセンターの会議室等において敬老会等を開催し飲酒も認めていることから、吉井地区の自治協議会においても認められるべきであります。館内どこでも可能とすることは問題であるため、自治協議会や関係課と一緒に協議して、飲酒の許可の範囲について定めていきたいとしています。

交流室の共有部分については、自治協議会で受け付けしてもらい、使用料についても指定管理者である吉井地区自治協議会の収入になることで統一し、利用者の混乱が起きないようにしていきたいと説明がありました。また、夜間や休日に不特定者が入館できるようなら防犯上問題ではないかとの意見も出されましたが、夜間や休日は管理人が常駐し警備しており、自治協議会の事務所や管理する部屋についても施錠ができるようになるので問題ないと考えているようであります。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第90号

日程第4. 議案第91号

日程第5. 議案第93号

日程第6. 議案第97号

日程第7. 議案第104号

○議長（榎川 正男君） 日程第3、議案第90号うきは市道路線の認定についてから日程第7、議案第104号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一

部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、今、議長のほうからありましたように、議案第90号から第104号までの説明をさせていただきます。

議案第90号うきは市道路線の認定について。ただいま議題となりました、議案第90号につきまして審査の経過と結果を報告します。今回の市道認定は2件で、1件目は吉井町福永の嶋線です。

と畜場跡地の西側に開発された住宅地内の道路の寄附を受けたため、市道として認定するものです。幅員は5メートル、延長は70メートルです。

2件目は、吉井町福益の上屋形町第4線です。東福益区内の延寿寺川東側で、過去に開発された住宅地の利便性向上のため、県道に出る道路を新設し寄附を受けたため、市道として認定するものです。幅員は5.5メートル、延長は29メートルです。

現地調査及び審議の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これは、当初、現地調査を行った後に、そういったことで審議をしたということでございます。

議案第91号久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について。

議案第91号につきましては、大川市が単独で行っていた消防事業を久留米広域市町村圏事務組合に統合するものです。質疑では、なぜ大川市だけ統合していなかったのかの質疑があり、以前から統合については協議していたものの、大川市がシステム導入を行ったばかりであったため見送られていたということでした。統合に際して負担割合を見直す予定ということであり、協議がされているということでございます。

審議の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定について。

議案第93号の市立公園ホテルの里広場につきましては、平成28年7月から地元の小塩地区自治協議会を指定管理者として指定しておりました。小塩地区自治協議会としては、地域資源として活用したいという意向があり、平成31年4月から3年間さらに指定管理をお願いしたいということでもあります。

質疑では、報告された利用者数が少ないのではないかという質疑に、冬場の利用があること、またことしは夏場が暑過ぎて利用が伸びなかったということが報告されました。収入については、今年度は200人で4万円程度ということでありました。額の少ないのは、利用料が大人200円、子供100円という低額のためと説明されました。

審議の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号自治組織条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第97号につきましては、主に吉井自治協議会の事務所が、るり色ふるさと館に入ることに伴い改正するものです。このほか、自治協議会の所在地の変更、和室等の変更がされております。使用料については、今後の議会で消費税率が上がることに対応する条例案が提出される見込みであることから、今回は自治協議会事務所改修等に伴って生じた研修室等の改正を行ったということであります。

質疑では、市内・市外利用者の区分で利用料金に差があることについて、冷暖房使用料まで差をつけるのかという質疑では、近隣市町村の施設では、市内・市外の区別がなくなっているところもあるため、現在検討中であるということでした。

また、交流室CとDの使用料がるり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例にも挙げられていることについて、使用料の収納先を明確にするよう求めました。執行部としては、今後の議会において、吉井地区自治協議会へ施設の指定管理を行う予定であり、その際には説明できるよう整理しておくということでありました。

これについては、総務産業常任委員会として、るり色ふるさと館と自治協議会の交流室等の許可と管理について、今後、明確にするよう附帯意見としました。

審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第104号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第104号につきましては、消防団の定員の数を520人から500人に減員するものです。これにつきましては、行革委員会答申において見直すべきとの判断が示されていたので、消防委員会に諮問し答申を受け、関係者との協議により決定したものです。

審査では、特に質疑がなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

この内容につきましては、もう全協等でいろいろ意見等出しておりましたので、そういうことで決したということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点、お尋ねいたします。

議案第93号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定についてですが、この指定管

理につきます収支計画というのは審議されたのでしょうか。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 具体的にはしておりませんが、今までの3年間のいろいろな話なりやってきたことなり、そういったことを踏まえて、今後については額とかそういったものもまた自治会のほうでいろいろ検討がなされるというものでありますので、一応指定管理を今回行いまして、あとについてはそれぞれまた意見等を出していただくというようなことにしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第92号

日程第9. 議案第94号

日程第10. 議案第95号

日程第11. 議案第103号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第8、議案第92号市有財産の譲渡についてから日程第11、議案第103号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定については厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、ただいま議題となりました議案第92号市有財産の譲渡について、議案第94号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について、議

案第95号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について及び議案第103号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていまして、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査については、担当課長・係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、議案第92号については、来年4月に市立若葉保育園が民営化されることに伴い、市有財産である若葉保育園の園舎及び倉庫を民営化後の事業者「社会福祉法人幸輪会」に無償で譲渡したいというものです。

審査においては、民営化までの協議経過、今後のスケジュール及び土地貸付料について、資料の提出を求め詳細に行いました。

無償譲渡の理由としては、民営化に伴う建物等の状況を福岡県に確認したところ、ほとんどが無償で対応しているとの説明がありました。

土地貸付料については、うきは市使用条例及びうきは市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により算定するとし、本条例とは直接関係ありませんが、一体のものとして捉え確認いたしました。

質疑では、使用料条例に基づいて算出した年額575万1,913円に3分の2を減額した根拠について説明を求めました。減額の理由としては4点ありました。

1つ目、契約期間を30年とすれば、貸付料は1億7,255万7,390円と高額になり、国・県・市の補助を受ければ、新たに保育所の建設ができるほどの貸付料であって、事業者公募を行っても候補者があるか危惧されること。

2つ目は、公設を民営化するに当たり、建物は無償譲渡、土地は無償貸し付けまたは期間を設定し無償で貸し付けする市町村が多いこと。これは公設を維持することによって生じる運営費の抑制と民営化後の事業者の経営安定化を図る目的とされています。

3つ目は、公立保育所の統合により、平成28年4月に開園したうきは幸輪保育園の土地が無償で貸与された実績があること。

4つ目は、近隣市では、朝倉市が無償で貸し付け、久留米市が同様に3分の2を減額していること。

以上のようなことを理由としていると説明を受けました。

委員からは、さきの9月議会でも浮羽老人ホームの議案の関連で、土地貸付料の3分の1を減額する等々もあったことから、あくまでも公有財産を管理する立場として、条例上に明確に基準を示すべきではないかとの意見が出されました。

次に、議案第94号及び議案第95号については、指定管理者の指定についてであります。

各施設とも、指定管理者は前期に引き続き同じ団体となっており、これまでの課題や今後の方針について確認しました。

選定に係る審査基準、事業計画書及び収支計画について資料の提出を求めておりましたが、提出資料に誤りや不備があり、再提出を求めるなどして、2日間にわたって審査を行いました。

町並み交流館商家については、うきは市の文化財である建物を活用し、民間事業者のノウハウにより、市の特産品や食のアピールであったり、観光資源として域外から消費を呼び込むことが期待されています。

しかしながら、昨年度の実績ではマイナス収支となっており、経営面では難しい状況が続いています。今回の公募では1者しか申請がなく、選定された理由について質疑が多く行われました。特に委員が疑念に感じたのは、申請書類の一部である収支計画書が実績と大きく乖離しており、きちんと審査されたかということでありました。執行部からは、収支計画書については様式に不備があり、再度実態に即した計画書を団体から再提出させるべきだったと釈明がありました。また、評価項目としては、企画力、業務遂行能力、指定管理者の能力等々で総合的に判断し、最低評価基準点を上回ったため選定したと説明がありました。

委員会では執行部に対し、再度きちんとした収支計画書の提出を求め、今後については様式などの改善を図り、審査に当たっては選定した理由がわかる資料を求めることを明確に伝え、議了としました。

注連原住宅——ポサーダについても、商家同様に書類不備の指摘があっておりました。そのほか、注連原住宅については、これまでの経過もありまして、経営面についても不安視する意見がありました。公募でも1者しか申請がなく、設置者である行政の責任も問われる事態だと思われれます。ただ、団体の代表者は隣接する飲食店の優秀な経営者でありますので、行政では考えられないアイデアや工夫により、平成24年度の九州北部豪雨で被災した同地域に、宿泊施設における地元食材の提供や人との交流を通して、注連原の文化を守り継承していただきたいと思います。

また、執行部より本会議での発言について、誤りがあり訂正したいと申し出がありましたので、この場をかりて報告をします。

1つ目は、指定管理者の注連原村づくり会の構成員8名のうち、うきは市出身が2名と発言がありましたが、誤りで、5名がうきは市の方になります。

2つ目は、宿泊の状況について、7月から素泊まり料金で実施していますが、宿泊者は15名でなく16名でありました。

最後に、議案第103号については、るり色ふるさと館の落成に伴い、移転することになるうきは市教育センターの住所を変更するものです。

審査においては、移転先となる西別館の平面図をもとに改修箇所について確認しました。

以上、いずれの議案も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

次に、議案第103号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第12、諸報告を行います。

議員のみ配付をしております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっております。ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

日程第13. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第13、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要とするものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がおりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月7日から本日までの12日間開会をいたしました第6回うきは市議会定例会におきまして、補正予算案を初め、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じまして、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

年が明け、1月6日には消防出初め式、13日には成人式を開催いたします。議員の皆様におかれましては、年始のお忙しい中とは思いますが、御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年をお迎えいただきますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

大変御苦勞さまでございました。そしてありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。3月の定例会の開会日は3月1日金曜日開会予定といたしておりますので、報告しておきます。

これもちまして、平成30年第6回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 中 野 義 信

署名議員 佐 藤 湛 陽